

飲食店・事業所における受動喫煙対策説明会の開催について

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成30年7月に公布されました。この改正法により、学校・病院・官公庁等は令和元年7月1日から原則敷地内禁煙、飲食店・事業所等においては、令和2年4月1日から原則屋内禁煙が義務づけられます。

そこで、令和2年4月1日の全面施行に向けて新しい制度に適切に対応していただくため、飲食店・事業所を対象とした説明会を開催します。

日 時	令和元年12月17日（火）13時30分～15時30分	
会 場	ライフポートとよはし 中ホール (http://www.bunzai.or.jp/lifeport/access/index.php) 所在地：豊橋市神野ふ頭町3番地の22 豊橋駅より南西、車で約15分（駐車場520台収容） ※駐車場は無料です。	
主 催	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 豊橋市	
共 催	豊川市、蒲郡市、田原市	
協 力	一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 愛知支部	
参 加 費	無 料	
内 容	<p>① 目 的：令和2年4月1日に全面施行される、改正健康増進法について理解を深め、各飲食店・事業所における適切な受動喫煙対策の方法について解説します。</p> <p>② 対象者：飲食店・事業所の経営者、人事・労務・安全衛生担当者等</p> <p>③ 内 容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正健康増進法の概要（規制の内容について） ● 職場の受動喫煙対策（施設整備、好事例紹介等） ● 助成金等の支援制度 ● 改正健康増進法の施行に伴う罰則の適用 など 	
申 込 方 法	参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込ください。 豊橋市ホームページからも申し込みいただけます。 (https://www.city.toyohashi.lg.jp/item/69787.htm)	
申 込 締 切	令和元年12月10日（火） ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。	

----- 切り離さず、そのままFAXしてください。 -----

申 込 問 合 せ 先	豊川保健所総務企画課 (Tel.0533 - 86 - 3188) 豊橋市保健所健康政策課 (Tel.0532 - 39 - 9116)	FAX : 0532-38-0780
-------------	---	--------------------

事 業 所 名			
所 在 地	〒		
申 込 者 氏 名	所 属 ・ 役 職 (担 当 業 務)	(事業主・総務・労務・安衛・保健師等)	
電 話 番 号	参 加 人 数	人	